

「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）
の見直しに関する中間試案」に関する意見募集について

2022年（令和4年）9月22日

法務省民事局参事官室 御中

〒 880-0844? 宮崎市柳丸町11-2
特定非営利活動法人消費者ネットみやざき
理事長（弁護士） 塩地 陽介
TEL・FAX 0985-77-6066



消費者ネットみやざき（以下「当法人」といいます。）は、消費者問題に関する情報収集及び提供、普及、啓発活動を通じ、消費者被害の防止並びに救済、その他不特定多数の消費者の利益保護を図ることを目的としている団体です。

当法人は、消費者契約法第13条の規定に基づく適格消費者団体の認定を目指しており、消費者団体、消費生活相談員、学者、弁護士、司法書士などの消費者問題に取り組む専門家・関係団体により構成されています。

2022年（令和4年）8月24日公示の表記意見募集「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）の見直しに関する中間試案」の「第3破産手続」について、当法人の意見を次のとおり述べます。

記

- 1 第3、1、(2)、後注（破産手続におけるインターネットを用いてする申立て等の義務づけの債権届出の義務化について）

後注の見解について反対する。

（理由）

弁護士ではない一般人にオンライン申立て等を義務化することは債権届出を諦めさせることになるし、自認制度を入れたとしても、管財人が勝手に判断した債権者しか扱って貰えない。

- 2 第3、5（電子化された事件記録の閲覧等）

注3の見解に賛成し、注1及び注2のこれに反する部分は反対する。

（理由）

破産債権者がすべて閲覧できるとなると、自己の端末から全部の情報を定型的に集めておこうという方針とする金融機関が現れることは当然に想定ができ、そうだとすれば、センシティブな情報がすべて金融機関に知られる恐れがあることが破産

申立の前提となることから、申立てを躊躇する要因となり、多重債務者の救済にならない。なお、金融機関自体に知られることがプライバシー侵害と考えるのであるから、得た情報の利用制限をすることは無意味である。他方で、現在でも、裁判所に出向いて閲覧はできるのであるから、債権者や利害関係人の権利を害することにはならない。

3 第3、7（公告）

甲案、乙案のいずれにも反対し、注2の見解に賛成する。加えて、個人による自己破産申立事件について、公告自体を廃止することの是非について引き続き検討すべきである。

（理由）

文字情報となり広く拡散されるインターネット上に破産者の住所氏名といった個人情報晒すことには強く反対である。

破産者マップや、その後の類似のサイトが相次いで開設され、被害は拡大の一途をたどる。

個人情報保護法による規制は誠に不十分であり、事後的な対策でしかかなり得ない。現在問題となっている「新・破産者マップ」は、個人情報保護委員会の命令によっても、サイト閉鎖を行っておらず、個人情報保護委員会が無力であることを示している。今後、新破産者マップについては、警察対応の局面になったが、公示送達でしか命令が送られていないことから、新破産者マップが、個人情報保護委員会の命令に違反したという故意が立証できるのかという問題があるし、警察権力は謙抑的に動くことから、あまり期待は持てない。

裁判所内掲示場への掲示や裁判所設置端末での閲覧でも公告したと言え、これはインターネット環境がない者であっても知ることが可能である。もとより、公告は擬制でしかない以上、公告の方法としても十分であると言える。

なお、裁判所ウェブサイトと官報掲載を双方行うなどというのは、プライバシー侵害の程度を無意味に広げるものであり、断固として反対である。

そもそも、公告制度自体が問題なのであって、公告自体の廃止について、引き続き検討すべきものとして、例えば附帯決議などに入れることを目指すべきである。